

横川中央小学校いじめ防止基本方針 (最終改訂 令和6年4月1日)

宇都宮市立横川中央小学校

はじめに

本校では、「いじめはどの児童にも、あらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

また、平成25年にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、法第13条※の規定に基づき、児童がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年3月に策定した。その後、平成29年10月に、市が「宇都宮市いじめ防止基本方針」を改訂したことを受け、本校も平成30年4月に改訂した。

今回の改訂は、昨今の社会情勢の変化から現状の児童の実態について見直すことで、今の児童により適した対応ができるようにしたものである。いじめの未然防止、早期発見、対処などの取組を充実させ、児童一人一人が健やかに成長していくことができる環境づくりに努めたい。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

(1) 基本理念

- 全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが許されない行為であること等について、児童が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

(2) いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめが起こりにくい学校づくりに取り組む。
- ・ 児童が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

② いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 児童に関する情報をこまめに交換・共有することで、組織的に見守る体制を整える。
- ・ 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

③ いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・ いじめを受けた児童・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童に対しては、背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④ 家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、児童を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、児童がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、児童を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤ 関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールカウンセラーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的対応の強化を図る。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1) 組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、いじめ等対策委員会を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、学校長は、必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

① いじめ等対策委員会

〔構成員〕

校長，副校長，教務主任，児童指導主任，教育相談担当，特別支援コーディネーター，スクールカウンセラー（地域学校園ＳＣ），担任等関係職員，その他，事案に応じて構成員を加えるなど，柔軟に対応する。

〔取組内容〕

- ・ 児童の健全育成のための学校・学年・学級経営の工夫改善に関する事項
- ・ 児童の健全育成のための指導体制や方法に関する事項
- ・ いじめ・不登校等問題行動への適切な対応に関する事項
- ・ その他必要な事項

② 校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

（２） いじめの防止等の取組

いじめの防止等に対する取組については，市，家庭，地域，関係機関等と連携して行う。各種年間指導計画の作成にあたっては，いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで，学校が組織的に，いじめが起きにくい，いじめを許さない環境づくりに努める。全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用して未然防止に努め，認知したいじめについては「いじめ防止基本方針」や「危機管理マニュアル」等を活用しながらいじめ根絶に向けて全力で取り組む。また，本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを，学校のホームページや各種たよりで公開したり，保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等，様々な機会を捉えて，積極的に周知したりする。

① いじめの防止

「いじめはどの児童にも，どの学校でも，あらゆる場面で起こりうる」との認識の下，いじめの未然防止に向けて，心を育てる教育の充実を図り，いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・ あいさつ運動の実施
- ・ 児童生徒指導強化連絡会での情報交換
- ・ 中学校入学予定者に関する情報交換会の実施
- ・ 「いじめ」に関するアンケートの実施

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・ 児童会主体のいじめゼロ集会の実施
- ・ いじめゼロ標語の作成
- ・ いじめゼロポスターの参加の推進
- ・ 家庭・地域への情報発信

ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・ 人権教育の視点を大切にした授業の展開
- ・ 道徳教育重点目標を目指した道徳科の授業の充実
- ・ あいさつや丁寧な言葉遣いの指導の徹底
- ・ 縦割り班を活用した学校行事、清掃活動、児童集会等の実施
- ・ 思いやりの心を育てる「思ちゃんコーナー」の充実

エ 児童がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・ 児童会によるいじめゼロ集会の企画運営
- ・ 異学年集団内における、高学年による縦割り班児童集会の企画運営
- ・ 道徳科の授業や学級活動などにおいて、児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え議論しながら、いじめに正面から向き合うことができるような機会や場の設定

オ 情報・メディア教育年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・ 学級活動における計画的な指導
- ・ スマートフォンや携帯電話、タブレット等の適切な使い方やマナーを指導するなど、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言 Ver2」に基づく取組の積極的な推進

カ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解促進

- ・ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめ、児童個々の特性が関係するいじめ、東日本大震災被災児童に対するいじめを防止するための、教職員に対して必要な対応・支援や正しい理解の促進と、児童への正しい理解促進のための指導

② いじめの早期発見

児童が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童理解を深め、信頼関係の構築に努める。

ア 児童、保護者への相談窓口等の周知

- ・ 学校の相談窓口及び関係機関相談窓口についての文書配布
- ・ 上記について、学級懇談会や家庭訪問等での周知

イ 宮っ子ダイアリーの活用

- ・ 保護者との情報交換ツールとしての活用
- ・ 保護者が発信してきた情報への即時対応

ウ 児童への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・ 年間4回のいじめアンケート実施
- ・ 各学期1回ずつの教育相談の実施（事前アンケートの実施）
- ・ 相談窓口（そうだんポスト）の活用

エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・ インターネットを通じて行われるいじめについては、潜在化が懸念されることから、教育委員会によるネットいじめ等パトロールを活用したり、家庭との連携を図ったりするなどした、ネットいじめの早期発見
- ・ 家庭に対して、スマートフォンや携帯電話、タブレット等の正しい使い方などについての啓発とフィルタリングの呼び掛け
- ・ いじめは重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめをはじめ、全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの児童への指導

オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・ いじめの背景は児童の個々の特性や家庭の問題、学校でのトラブル等さまざまであり、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解することが重要である。教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した、校内研修を実施する。

カ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・ いじめの認知に関しては、保護者や児童からいじめの相談や訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」なのかなどを、いじめ等対策委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断する。

③ いじめの対処

いじめ等対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア いじめ等対策委員会を中心として、事実確認や対応方針の決定を行う。

※ 被害者、加害者、関係児童から事情を聴くなどして、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切かつ正確に記録する。

イ いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を徹底する。また、いじめを受けた児童及びその保護者の苦しみや辛さを親身になって受け止め、解決に向けた対応やスクールカウンセラー等を活用した心のケアなどの支援を行う。いじめを行った児童に対しては背景等を十分に理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導する。

ウ 「いじめの解消」については、以下のとおり

- ・ いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態、かつ、被害児童が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に面接等により確認した状態

なお、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、いじめ等対策委員会にて、より長期の期間を設定

エ いじめの解決に向けて、いじめ等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解する。特に、児童への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等との連携を十分に図る。

オ いじめの解決にあたっては、加害・被害児童の保護者との十分な連携はもちろんのこと、必要に応じてスクールカウンセラー等を活用し、市、関係機関等との連携も図る。

④ 家庭、地域及び関係機関等との連携

ア PTAとの連携、家庭への啓発

・ 保護者との連携

学校と保護者が日頃から連絡を取り合うとともに、授業参観や学級懇談、家庭教育学級等の機会を利用しながら、学校と保護者が連携して子どもの学校生活の把握に努める。

・ 未然防止と早期発見

子どもが困っている様子があれば、子どもの話を聴き、いじめの未然防止や早期発見に努めるよう、また、携帯電話やスマートフォン、タブレット等の使用については、家庭で約束事を決めるよう、保護者に啓発する。

・ 早期解消に向けた取組

子どもがいじめを受けた場合には、学校と協力していじめの解消を図るよう、また、子どもがいじめをした場合には、その行為をやめさせるとともに、速やかに学校へ連絡、相談するなど、保護者と適切な連携を図ること等について周知する。

イ 地域との連携

・ 未然防止に向けた取組

地域と学校が情報共有等を図り、常に連携を図るよう努める。地域による、様々な交流や体験を通して、児童同士、また児童と地域住民との心の結び付きを深める環境づくりを推進する。

- ・ **早期対応に向けた取組**

地域の住民，企業従事者，商店や商業施設等の経営者等に，地域においていじめはいじめと疑われる行為を認めたときには，教育委員会，又は最寄りの学校へ連絡するよう，依頼・啓発する。

- ウ **関係機関等との連携**

- ・ **関係機関**

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合，速やかに警察，児童相談所，法務局等の関係機関に相談する。なお，いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合，直ちに警察に通報する。

- ・ **学校以外の団体等**

塾や社会教育関係団体等，学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合，その団体等の責任者と学校が，必要に応じた連携を図る。

- ・ **その他**

いじめに関係する児童が複数の学校に及ぶ等の場合，関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

3 重大事態への対処

いじめにより児童の生命，心身，又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき，もしくは，いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安），学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは，いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速，組織的に行うとともに，直ちに市教育委員会に報告する。また，市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに，必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

4 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せて学校ホームページで公開するとともに，魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより，保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い，いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され，実効性のあるものとなっているかについて，「いじめ等対策委員会」において定期的に点検したり，本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど，PDCAサイクルを踏まえて，取組内容や取組方法を改善する。